

自動車保有関係手続のワンストップサービス 申請画面マニュアル

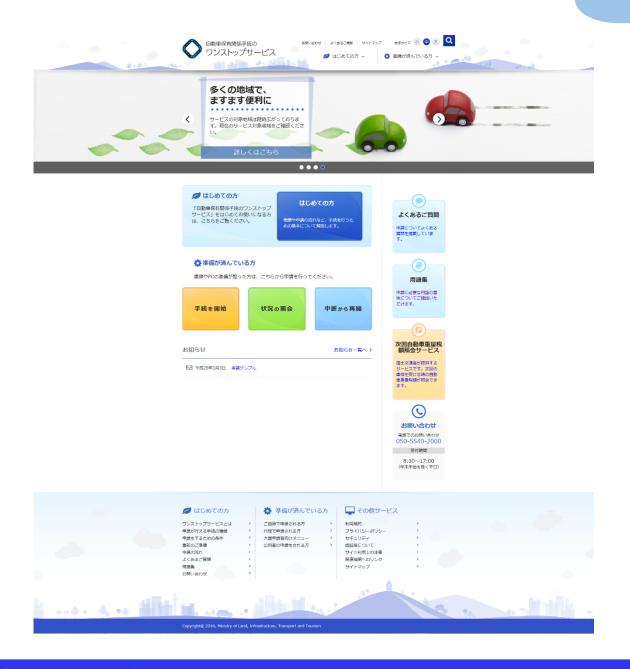
【移転登録(代理人による申請)】

2025.05版

目次

	术一 :	タルサ	<u>イト・</u>		• • •	• • •		• • •	• •	•	•	•	•	3							
•	由請	内容0	入ナ	1																	
•																. 7	7				
	•	申請条件及自動車の用	途や登録	k • •					•	• •	•		•	•	• ;	2 8	<u> </u>				
	• 1	<u> 保管場所・</u>	• • • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• •	• •	•	• •	•	•	• ;	3 4	Ł				
	•	自動車税	(環境性能	割・種	別割)	• •	• •	• • •	•	• •	•	• •	•	•	• ;	3 7	7_				
4	由請	内容0	確認								i		4	3							
•	T HIS	ГЭДО	<u>н не ил</u>	,,									•								
	送信	画面8	人到達	画面	面確	認•					•		4	7							
	<u>内容</u>	保存8	中断	<u> </u>	• • •	• • • •	• • •	• • •	• •	• •	•	• •	5	4							
		. —	In - 11	D I .																	
)委任制																			
	(1) 受任者	情報ファ	アイルの	の作成		• •	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>5 6</u>
	(2)委任状	の作成	<u>(電子記</u>	正明書	<u>を用し</u>	<u>、た委</u>	任状)	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>6 5</u>
	(3)委任状	の作成	(電子記	正明書	を用り	ゝない	委任	犬)	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	8 4

ポータルサイト



★ トップページの [手続を開始] ボタンを 押下する。



★ [代理で申請される方] ボタンを押下する。

※道路運送車両法第13条により、新しい所有者以外が申請される場合は、「代理で申請される方」の選択となります。



ポータルサイト

ポータルサイト

★ [申請を行う] ボタンを押下する。



★ [移転登録] ボタンを押下する。



★利用規約を確認し、[「利用規約」 に同意する] にチェックを入れ、[申請開始] ボタンを押下する。



ご利用前に必ずお読みください。

なります。ご利用前に必ずお読みください。

利用規約 C

自動車保有関係手続のワンストップサービスをご利用になる方は、「自動車保有関係手続のワン ストップサービス利用規約」(以下、「利用規約」)の全ての事項に同意いただくことが必要と

[利用規約] に同意する

申請開始

申請についてよくある

用語集

申請に必要な用語の意 味についてご確認いた

次回自動車重量税 額照会サービス 国土交通省が提供する サービスです。次回の車検を受ける時の自動 車重量税額が照会でき

だけます。

質問を掲載していま

ポータルサイト

申請内容の入力



✓登録する内容として、当てはまるものを全て選択してください。

登録する内容の選択を行ってください。登録する内容として選択されなかった場合、現在の自動車検査証と異なる内容を入力しても、変更されない場合がありますので、ご注意ください。 ※所有者(人格)の変更は必須選択になります。

▶詳細はこちら

電子を選択する場合、申請者自ら登録情報処理機関に自動車保有関係手続のワンストップサービス用として登録する必要があります。登録情報処理機関に登録されていない場合、申請者は紙の譲渡証明書を運輸支局等へ持ち込む(※)必要があります。

※車検証の交付時より事前に、運輸支局等へ出頭し提出する必要がありますのでご留意ください。

なお、選択を誤った場合、道路運送車両法第33条の規定により、審 査途中に訂正することができません。再度、申請する場合は申請手 数料の再納付が必要となります。

登録する内容の選択を行います。例えば、AからBに自動車を譲渡する場合は全ての内容を選択してください。

※所有者(人格)の変更は必須選択になります。

※使用の本拠の位置を変更しない場合、警察署への保管場所に関する申請は行われないため、自動的に保管場所に関する入力画面には 遷移されません。

所有者(人格)の変	売買・割賦完済等により所有者が変更となる場合。						
更	※移転登録は登録を受けている自動車の名義を変更する申請手続のため、必須選択になります						
使用者氏名又は名称の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは婚姻・商号変更等により使用者氏名又は名称 が変更となる場合。						
使用者住所の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは転 居・本社移転等により使用者住所が変更と なる場合。						
使用の本拠の位置の	転居・本社移転等に伴い、使用の本拠の位						
変更	置が変更となる場合。						

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認



「電子」を選んだ場合、譲渡証明書が事前に登録情報処理機 関に登録されている必要があります。

以前、この自動車についての登録手続を却下された又は申請 取り下げを行って再申請を行う場合は、「はい」を選択して、 その時の受付番号を入力してください。

※以下の全ての条件を満たす場合、一部の手数料が無料になる場合があります。

- (1) 運輸支局等が再申請の検査登録に関わる申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること(1回に限り無料)
- (2) 検査登録審査で却下された又は申請者が取り下げたものであること
- (3) 前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して保管 場所証明書(電子)の取得を行う場合は「電子」を選択して ください。

また、警察署で取得した保管場所証明書(紙)を利用して申請を行う場合は「紙」を選択してください。

※すでに取得した保管場所証明書を再利用する場合において、 保管場所証明書(電子)を使用する場合は「電子」を、保管 場所証明書(紙)を使用する場合は「紙」を選択してくださ い。

以前、この自動車についての保管場所証明書を取得していて、 再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番 号を入力してください。

※以下の全ての条件を満たす場合、保管場所証明申請が省略 可能となる場合があります。

- (1) 以前の申請で保管場所証明書(電子)が警察から発行されていること(以前の申請で「2. 警察署への手続」が「済」と状況照会画面に表示されていたこと)
- (2) 運輸支局等への手続開始以降に無効となった、却下された又は申請者が取り下げたものであること
- (3) 保管場所証明書(電子)の発行を受けた際の保管場所証明申請の内容が、今回の申請内容と一致していること
- (4) 保管場所証明書(電子) の発行日から40日以内であること

申請条件及び申請者等

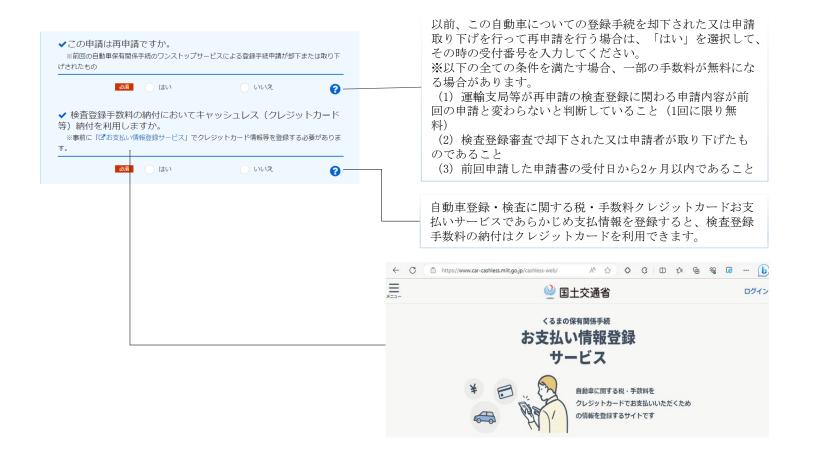


保管場所

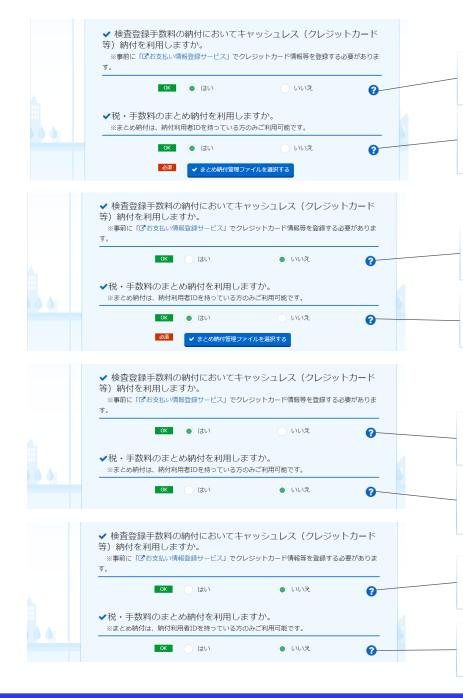


申請内容の確認

〇キャッシュレス納付を利用する場合







自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払い サービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納 付はクレジットカードを利用できます。

キャッシュレス納付以外の保管場所証明申請手数料、自動車税環境性能割の納付方式を選択ください。まとめ納付は、納付利用者ID (登録制)を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の税・手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払い サービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納 付はクレジットカードを利用できます。

まとめ納付は、納付利用者ID(登録制)を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の税・手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払い サービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納 付はクレジットカードを利用できます。

キャッシュレス納付以外の保管場所証明申請手数料、自動車税環境性能割の納付方式を選択ください。まとめ納付は、納付利用者ID (登録制)を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の税・手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払い サービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納 付はクレジットカードを利用できます。

まとめ納付は、納付利用者ID(登録制)を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の税・手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

○まとめ納付を利用する場合

★ まとめ納付管理ファイルを選択し、「開く」ボタンを 押下する。





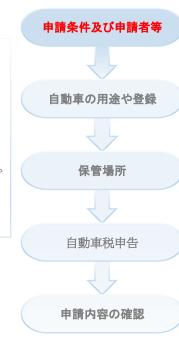
○車検証情報取込みファイルを利用する場合

★車検証情報取込みファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。



車検証情報を取り込んで、申請情報の一部を自動的に設定する場合は、「はい」を選択してください。 車検証閲覧アプリからダウン

単便証閲見アクがらタワンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、車検証情報取込みファイルを選択するボタンを利用してください。車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタンを利用してください。



○車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合

★車検証アプリを連携し、車検証情報を読み取ったあと、 ポップアップ画面を自動的に閉じます。



★ [委任状を読込む] ボタンを押下した後、所使同一 委任状を選択する。

★証明書を読み込むことによ り自動的に入力されたことを 確認し、その他の内容につい て入力フォームに入力する。



▶ 所有者と使用者が同じ人の場合は、「はい」を選択し、所有者でかつ使用者の委任状を読込んでください。

※所有者と使用者が同じ場合は、所使同一委 任状の添付が必要です。

なお、委任状の作成については56ページ以降をご参照ください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

/2 / II - -

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

➤ 自動車を使用する方が所有者である場合 所有者は使用者と同じ者となります。この 場合、委任状作成画面の所有者・使用者の 別で、「所有者でかつ使用者」を選択して 作成した委任状が必要となります。

▶ 信販会社、自動車販売店等が所有者である場合(所有権留保)

割賦 (ローン) 販売で自動車を購入した場合、所有者は信販会社、自動車販売店等になります。所有者が購入者か、信販会社、自動車販売店等かはご確認ください。

- ▶ リース会社が所有者である場合 借り上げ(リース)で自動車を持たれた場 合、所有者はリース会社になります。
- ➤ 会社(法人)が所有者である場合 例えば社用車を登録する場合は、所有者は 会社(法人)になります。



住所コードは国土交通省が定めたコードです。 都道府県、市区町村等を番号化したものです。 「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、 ポップアップした「住所コード検索」画面に 住所を入力し、住所コードを検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住所 コードが申請書の住所コード欄に転記されま す。

所有者コードを使用する場合は、事前に運輸支局等に登録されたコードを入力してください。



〇住所コードを調べる(住所ありの場合)

★「住所コードを調べる」ボタン をクリックする。

東京都港区六本木 住所 建物名 住所コード ☑ 住所コードを調べる 01 - 001 - 0001 - 001 - 1 - 1-1 町村 都道府県 小字 丁目 番、号、棟番号等 コード

★「住所コード検索」画面の ポップアップを表示する。

★住所コードの検索結果を確認 し、問題がなければ住所表記列 のレコードを一つ選択する。

★選択した住所コードの検索結 果に対応する住所コードが親画 面に転記される。



住所コードは国土交通省が定めたコード です。都道府県、市区町村等を番号化し たものです。

「住所コードを調べる」ボタンをクリッ クし、ポップアップした「住所コード検 索」画面に住所を入力し、住所コードを 検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住 所コードが申請書の住所コード欄に転記 されます。



住所

建物名

都道府県

申請内容の入力

〇所有者と使用者が異なる場合(所有者委任状の読み込み)

委任状

氏名

氏名フリガナ

氏名 (高水準)

牛年月日

住所 建物名

住所コート

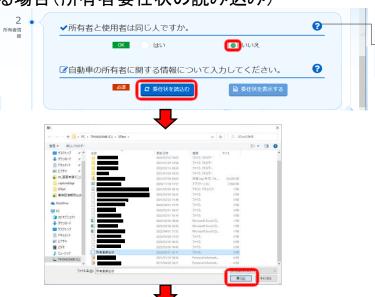
郵便番号

電話番号

所有者コード

★ [委任状を読込む] ボタンを押下した後、所有者委任状を選択する。

★ 委任状を読み込むこと により自動的に入力され たことを確認し、その他 の内容について入力 フォームに入力する。



所有者委任状

昭和 35年 01月 10日

小字

123 - 4567 - 8910

123 - 4567

12345 (半角数字4桁~5桁) ๗ 住所コードを調べる

0

番、号、棟番号等

- 1 - 1-1

TB

住所コードは国土交通省が定めたコードです。 都道府県、市区町村等を番号化したものです。 「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、 ポップアップした「住所コード検索」画面に 一住所を入力し、住所コードを検索してください。 検索後、選択した検索結果に対応する住所 コードが申請書の住所コード欄に転記されます。 所有者コードを使用する場合は、事前に運輸 支局等に登録されたコードを入力してください。

所有者と使用者が異なる人の場合は、「いいえ」を選択し、所有者及び使用者の委任状を 読込んでください。 ※まずは所有者委任状を読み込みます。

※所有者と使用者が異なる場合は、所有者委任状及び使用者委任状の添付が必要です。 なお、委任状の作成については56ページ以降をご参照ください。



〇住所コードを調べる(住所ありの場合)

住所

住所

建物名

★「住所コードを調べる」ボタン をクリックする。

住所コード - 001 - 0001 - 001 - 1 - 1-1 01 都道府県 小字 丁目 コード コード ■住所コード検索 ×

東京都港区六本木

★「住所コード検索」画面の ポップアップを表示する。

★住所コードの検索結果を確認 し、問題がなければ住所表記列 のレコードを一つ選択する。

★選択した住所コードの検索結 果に対応する住所コードが親画 面に転記される。



住所コードは国土交通省が定めたコード です。都道府県、市区町村等を番号化し たものです。

「住所コードを調べる」ボタンをクリッ クし、ポップアップした「住所コード検 索」画面に住所を入力し、住所コードを 検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住 所コードが申請書の住所コード欄に転記 されます。



〇旧所有者委任状を読み込む

★ [委任状を読込む] ボタンを押下 した後、旧所有者委任状を選択する。



◆ り 戸 STestの検索 整理 ▼ 新しいフォルダー 機類 ファイル フォルター ファイル フォルダー ファイル フォルダー ♣ ダウンロード ○ ドキュメント ₩ ピクチャ Ø 05.要要申請マニュ 圧縮 (zip 形式) フォ... アプリケーション テキストドキュメント 3 30オブジェクト Microsoft Excel CS... Microsoft Excel CS... ♣ ダウンロード **■** デスクトップ Microsoft Excel CS... 794% 794% 794% 794% 794% ₩ ドキュメント ₩ ピクチャ ファイル名(型): 旧所有者委任状 間((点) キャンセル

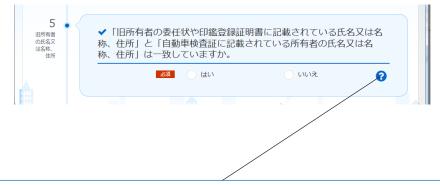
★委任状を読み込むことにより自動的 に入力されたことを確認する。



※次に旧所有者委任状を読み込みます。 移転登録では、旧所有者委任状の添付 が必要です。

なお、委任状の作成については56 ページ以降をご参照ください





「旧所有者の委任状や印鑑登録証明書に記載されている氏名又は名称、住所」と「自動車検査証に記載されている所有者の氏名又は名称、住所」のいずれか一方でも一致しない場合、「旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面」を車検証の交付時より事前に、運輸支局等へ出頭し提出する必要があります。 (例:住民票、商業登記簿謄(抄)本) 自動車の用途や登録 保管場所 自動車税申告 申請内容の確認

申請条件及び申請者等

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。



▶ 代理人が申請で使用する電子証明書を選択します。個人の場合は「ICカード(マイナンバーカード)(個人の方)」を選択し、ICカードをカードリーダにセットしてください。

代理人とは、自動車の所有者、使用者 から委任状を受け取って申請する者の ことです。委任状に設定されている受 任者と代理人は同一の者である必要が あります。

セイとメイの合計が39文字を超える場合や、セイもしくはメイのどちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口に問い合わせてください。

上記住所に建物名、アパート・マンション名が含まれていない場合はこちらに入力してください。

個人の場合、代理人の電話番号を入力してください。

パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字:

- ・半角スペース
- ・数字 (0~9)
- ・英字 (A~Z、a~z)
- ·記号 (!#\$%()*+,-./:;=?@[\paraller]^ \{|}^)

※他者に容易に推測されないよう数字、 英字、記号の中から2種類以上を組み合 わせたものでなければ設定できません。 ※設定したパスワードは忘れないよう にご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。

申請条件及び申請者等



保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。

★マイナポータルAPの2次元 コード読取機能を利用して、マ イナポータルAPの指示を従って、 操作する。

★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。



▶ 代理人が申請で使用する電子証明書を選択します。個人の場合は「ICカード(マイナンバーカード)(個人の方)」を選択し、ICカードをカードリーダにセットしてください。

代理人とは、自動車の所有者、使用者 から委任状を受け取って申請する者の ことです。委任状に設定されている受 任者と代理人は同一の者である必要が あります。

セイとメイの合計が39文字を超える場合や、セイもしくはメイのどちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口に問い合わせてください。

上記住所に建物名、アパート・マンション名が含まれていない場合はこちらに入力してください。

個人の場合、代理人の電話番号を入力してください。

パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字:

- ・半角スペース
- ·数字 (0~9)
- ・英字 (A~Z、a~z)
- ・記号 (!#\$%()*+,-
- ./:;=?@[\frac{\fracc}\fint{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fin}}}}}{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fracc}\fir\f{\f{\f{\fir}}}}}

※他者に容易に推測されないよう数字、 英字、記号の中から2種類以上を組み合 わせたものでなければ設定できません。 ※設定したパスワードは忘れないよう にご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。





保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

〇代理人が個人でスマートフォンを利用の場合(有効期限切れ)

★ [スマートフォン] ボタンを 押下する。 ▶ 代理人が申請で使用する電子証明書を選択します。個人の場合は「ICカード(マイナンバーカード)(個人の方)」を選択し、ICカードをカードリーダにセットしてください。

★有効期限が切れの場合

★「更新」ボタンを押下する。





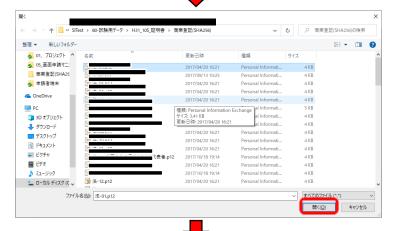
〇代理人が法人又は行政書士の場合

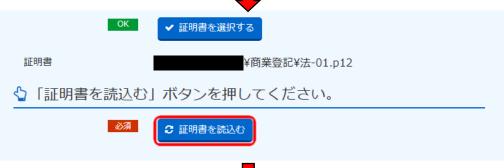
★ [証明書を選択する] ボタン を押下する。

★証明書ファイルを選択し、 「開く」ボタンを押下する。

★ [証明書を読込む] ボタンを 押下する。







電子証明書ファイルパスワードを入力してください。

キャンセル

電子証明書パスワード

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

▶ 代理人が申請で使用する電子証明書を選択します。法人又は行政書士の場合は「商業登記に基づく電子証明書(法人の方)又は行政書士電子証明書(行政書士の方)」を選択し、ファイルを選択してください。使用可能な電子証明書は、PKCS#12ファイル形式(拡張子.p12のファイル)となります。



代理人とは、自動車の所有者、使用者

★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、 その他の内容について入力フォームに入力する。



申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★ 入力フォームに値を入力する。



使用の本拠の位置は通常、使用者が個人の場合は住所又は 居所、法人の場合は所在地のことをいいます。「いいえ」 を選択する場合は、住所コード(半角)を入力してくださ

※使用の本拠が使用者の住所と同じではない場合とは、例えば法人の本店で登録された車両を支店にて使用する場合などです。

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。

「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書 の住所コード欄に転記されます。

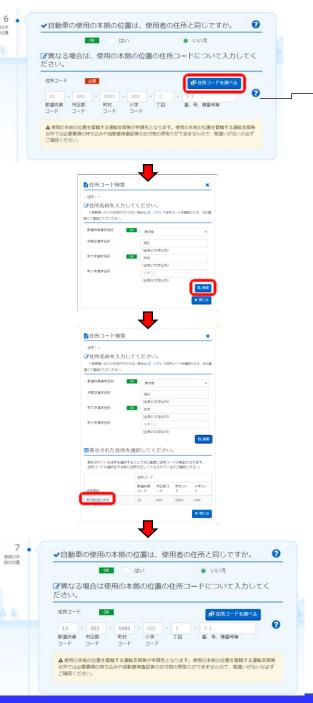


○住所コードを調べる(住所なしの 場合)

- **★**「住所コードを調べる」ボタンをクリックする。
- ★「住所コード検索」画面のポップ アップを表示する。
- ★下記の検索条件を入力し、 [検索] ボタンを押下する。
 - •都道府県漢字名称 ※必須
 - · 市郡区漢字名称(全角)
 - 町大字漢字名称(全角)※必須
 - ·町小字漢字名称(全角)

★住所コードの検索結果を表示し、住 所表記列のレコードを選択する。

★選択した住所コードの検索結果に対応する住所コードが親画面に転記される。



住所コードは国土交通省が定めたコード です。都道府県、市区町村等を番号化し たものです。

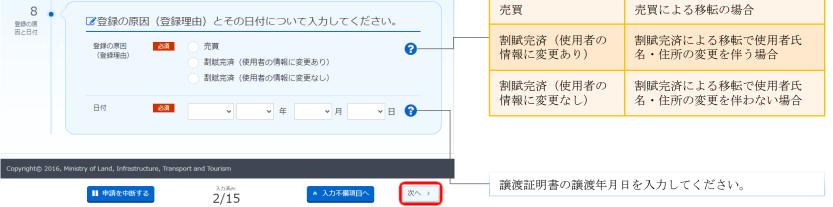
「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住 所コードが申請書の住所コード欄に転記 されます。

申請内容の入力



★ 入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

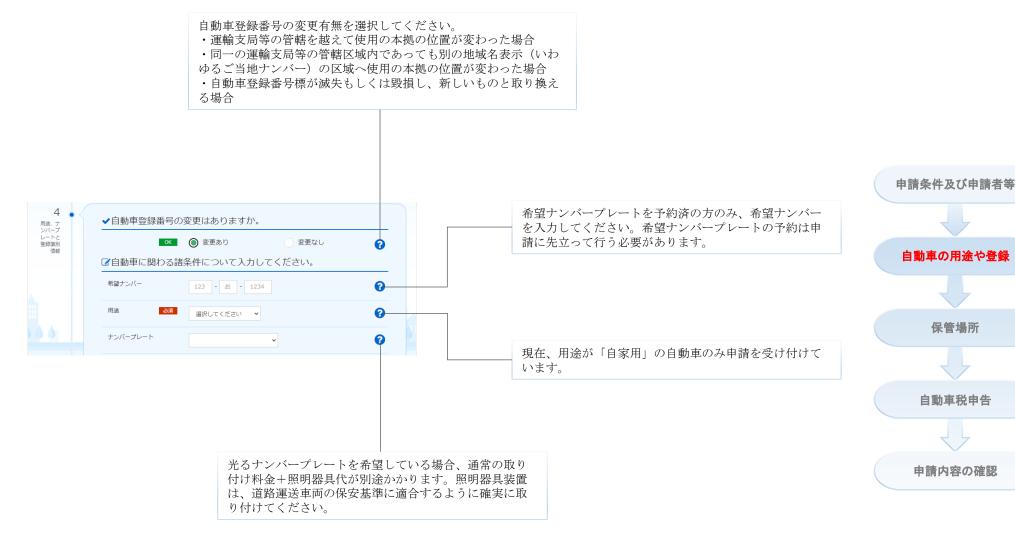




★入力フォームに値を入力してください。



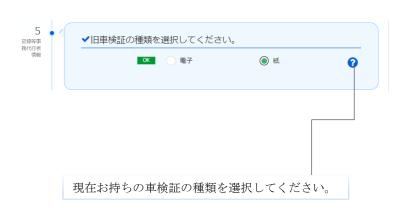




★入力フォームに値を入力し、 [次へ] ボタンを押下する。



★車検証の種類に[紙]ボタンを押下して、添付書類登録サービスが利用可能の場合、[次へ]ボタンを押下する。





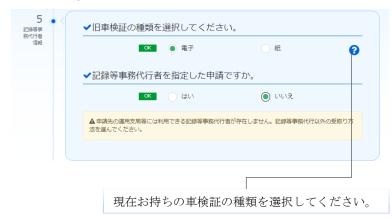
➤ 「申請先」が「東京、大阪、愛知、兵庫」のいずれか、且つ「旧車検証の種類」が「紙」を選択の場合、「添付書類登録サービス」利用可能となります







★記録等事務代行者を指定した申請に[いいえ]ボタンを押下して、添付書類登録サービスが利用可能の場合、[次へ]ボタンを押下する。





➤ 「旧車検証の種類」が 「電子」、且つ「記録等 事務代行者を指定した申 請ですか。」が「いい え」を選択の場合、「添 付書類登録サービス」利 用可能となります



★記録等事務代行者を指定した申請に「はい」ボタンを押下する。



現在お持ちの車検証の種類を選択してください。

★入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。



記録等事務代行者の委託番号を把握している場合は、 委託番号をご入力ください。入力文字に部分一致する 記録等事務代行者の委託番号を選択候補として表示します。なお、選択候補には申請先の運輸支局等の管轄 である記録等事務代行者情報のみを表示します。 また、記録等事務代行者の委託番号における入力誤り を防止する観点より、委託番号の最終10桁目については、別の入力ボックスとして用意しております。委 託番号の先頭から9桁の値を入力後、委託番号の最終 10桁目の入力ボックスには国土交通省が公開する記録等事務代行者の一覧より正しい数字を確認し、その値を入力してください。

②指定先の記録等事務代行者の委託番号はご存知でしょうか。
 ▲以下の点にご注意ください。

 入力した記録等事務代行者以外では代行交付を行うことができませんので、間違いがないか必ずご確認ください。

 ● 委託番号を把握している

 ● 委託番号を把握していない

 記録等事務代行者

 の名称

入力済み:

3/7

《 入力不備項目へ

次へ→

記録等事務代行者の委託番号を把握していない場合は、 記録等事務代行者の名称をご入力ください。入力文字 に部分一致する記録等事務代行者名称及び記録等事務 代行者の委託番号を選択候補として表示します。選択 候補には、申請先の運輸支局等の管轄である記録等事 務代行者情報のみを表示します。 申請条件及び申請者等 自動車の用途や登録 保管場所 自動車税申告

Copyright@ 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

■ 申請を中断する

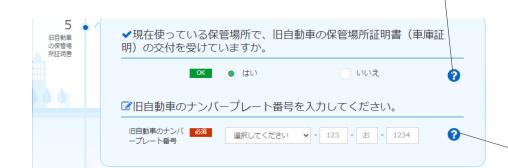
< 戻る

★入力フォームに値を入力する。



現在使っている保管場所で、旧自動車の保管場所証明書(車庫証明)の交付を受けていますか。受けている場合は「はい」を選択して、旧自動車のナンバープレート番号を入力してください。

※自動車の買い替えなどで、現在使っている保管場所が、保管場所証明書 (車庫証明)の交付を受けていて、旧自動車と同じ使用の本拠の位置・同じ 保管場所の場合で、旧自動車のナンバープレート番号を入力して、「所在 図」の添付を省略できます。



以前保管していた自動車と入れ替えて同じ保管場所を使用する場合、以前保管していた自動車のナンバープレートに記載されている番号を入力してください。なお、地名表示 (標板文字) のないナンバープレートの場合は、「なし」を選択してください。

※前回と同じ使用の本拠の位置・同じ保管場所の位置の場合、ナンバープレート番号を入力して、「所在図」の添付を省略できます。

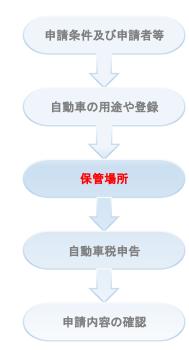


★ [画像を添付する] ボタンを押下して添付し、 [次へ] ボタンを押下する。



「画像を添付する」ボタンをクリックして準備した電子 データを読込んでください。また、市販の地図を利用する 場合は著作権にご注意ください。

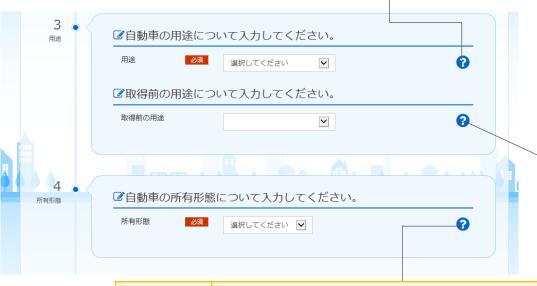
※添付ファイルの形式はJPEG形式とし、添付ファイルのファイルサイズは100KB程度としてください。 ※添付ファイルのサイズは1024×768ピクセルまでを推奨しています。画像サイズが大きい場合、画面遷移が遅くなったり、動作が不安定になる場合があります。



★入力フォームに値を入力する。



乗用車	普通自動車、小型自動車など下記以外の自動車のほとんどはこち らです。 (軽自動車を除く)
トラック(貨物)	貨客兼用車以外のトラック (三輪の小型自動車を除く)
トラック (貨客兼用車)	最大乗車定員が4人以上のトラック(三輪の小型自動車を除く)
トラック(けん引車)	けん引するトラック (三輪の小型自動車を除く)
トラック(被けん引車)	けん引されるトラック (三輪の小型自動車を除く)
バス (その他)	路線を定めて定期に運行する旅客運送用バス (路線バスや定期観 光バス等) 以外のバス
三輪小型	三輪の小型自動車



取得した自動車の取得前の用途を「営業 用」、「自家用」、「その他」から選択 してください。取得前の用途を選択した 場合、「取得前の用途(年数)」に初度 登録年月から経過した年数を入力してく ださい。

初度登録年月は、自動車検査証や登録識別情報通知書に記載されています。



自己所有 自動車購入者が所有権を持つ場合

所有権留保 信販会社、自動車販売店等が所有権を持つ場合

商品車 商品車の場合

リース車 リース会社が所有権を持つ場合

その他 「自己所有」、「所有権留保」、「商品車」、「リース車」、「譲渡担保」の何れの所有形態にも該当しない場合



☑納税(申告・報告)義務者について入力してください。

選択してください 🗸

0

古物商許可証に記載されている古物商許可番号を入力してください。

商品車の申告の場合のみ「画像を添付する」ボタンをクリックして準備した電子データ(古物商許可証の画像等)を読込んでください。添付すべき画像は都道府県により異なりますので、<u>こちらのページ</u>の「自動車税(環境性能割・種別割)に関するリンク」から申告先の都道府県のサイトを選択し、リンク先を参照してください。

※添付ファイルの形式はJPEG形式とし、添付ファイルのファイルサイズは100KB程度としてください。 ※添付ファイルのサイズは1024×768ピクセルまでを推奨しています。画像サイズが大きい場合、画面遷移が遅くなったり、動作が不安定になる場合があります。



「所有者」か「使用者」から選択を行ってください。 納税(申告・報告)義務者は通常は所有者です。た だし、信販会社、自動車販売店等が所有権を持って いる場合は、使用者が納税(申告・報告)義務者と なります(所有形態が所有権留保の場合)。おわか りにならない場合は信販会社、自動車販売店等にご 確認ください。

納税(申告・報 必須

告) 義務者

納税義務



付加物を除いた車両本体のみの価格です。売買契約書等をご 参照ください。付加物とは、自動車本体にネジ、ボルト、ハ ンダ等で固定する取付品(カーナビ等)です。

付加物の総額を入力してください。付加物とは、自動車本体にネジ、ボルト、ハンダ等で固定する取付品(カーナビ等)です。固定しない搭載品(標準工具、スペアタイヤ等)は含めません。注文書等をご参照ください。

上記の付加物価額欄に入力した金額の個別明細(品名と金額)を入力してください。

入力例:アルミホイール15万円、カーナビ20万円 ※品名とは付加物(自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等)の具体的な名称です。 申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

自動車税環境性能割の課税区分が「課税」又は「非課税」の場合に自動車税環境性能割の税率区分を選択してください。税率区分はガソリン車、LPG車、ディーゼル車、電気自動車等の燃料等の区分や、乗用車、トラック、バス等の区分に加え、排出ガス性能(★★★★やH30年排出ガス基準適合等)、燃費性能(R12年度燃費基準85%達成やH27年度燃費基準+5%達成等)によって求められます。税率区分の選択にあたっては、自動車の排出ガス性能や燃費性能等を確認してください。

※税率区分内の「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減 達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減 達成車のことをいう。

※一部の「税率区分」について、文字が最後まで表示されていない可能性があります。文字が最後まで表示されていない場合には詳細へルプを確認の上、税率区分を選択してください。

※現在、「自家用」の自動車のみ申請を受け付けています。



自動車税環境性能割は、購入した自動車の課税標準額に対して一定の割合でかけられます。例えば、購入した自動車の課税標準額が240万円(車両本体価額が200万円、付加物価額が40万円)の自家用車で、税率区分の「05.★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)」を選択した場合の自動車税環境性能割の税額は、

(200+40) 万円×2/100=4.8万円 となります。

※税額を自動で計算する場合は、「計算」ボタンをクリックしてください。

貨物自動車の場合のみ「オートマチック車」か「マニュアル車」から選択してください。

オートマチック車:オートマチックトランスミッションの場合に選択してください。

マニュアル車:マニュアルトランスミッションの場合に選択してください。

オートマチック車/マニュアル車の別につきましては、 売買契約書等をご確認になるか、自動車販売店等にご 確認ください。

車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については 「構造A」または「構造B」を選択してください。選 択すべき構造が不明の場合には詳細ヘルプを確認の上、 選択してください。

課税標準基準額とは、課税額計算のもとになる金額です。自動車税環境性能割の課税区分で「免税点以下」を選択した場合は、0円を入力してください。自動車税環境性能割の課税区分で「課税」、「非課税」又は「商品車」を選択した場合は、車両本体価額と付加物価額の合計金額を入力してください。計算例:車両本体価額が200万円、付加物価額が40万円の場合、

200万円+40万円=240万円

自動車税環境性能割の課税区分で「課税」を選択した場合は、自動車税環境性能割の税率区分の税率を入力してください(税率区分の末尾(自家用:2/100等)が税率です)。

自動車税環境性能割の課税区分で「非課税」、「免税 点以下」又は「商品車」を選択した場合は、0.0% を入力してください。

申請条件及び申請者等



保管場所



自動車税申告



申請内容の確認

申請内容の確認



例えば、商品車の申告の際に、申請者はOSSの申請を行うとともに古物商許可証の写しを「別送書類」として都道府県税事務所に郵送する必要がある場合があります

(都道府県税事務所では郵送された別送書類も合わせて自動車税環境性能割や自動車税種別割の税額の審査を行う)。

別送書類を郵送する場合、別送書類コード を入力します。

なお、別送書類コードは各都道府県が独自に定義を行うコードであるため、<u>こちらのページ</u>の「自動車税(環境性能割・種別割)に関するリンク」から申告先の都道府県のサイトを選択し、リンク先より入力すべきコードを特定してください。



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。] にチェックを入れ、 [次へ] ボタンを押下する。



▶ 登録する内容に矛盾が生じた場合にメッセージが表示される場合があります。以下の理由を ご確認ください。矛盾点については自動的に登録する内容に追加されます。

「使用者氏名又は 所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容 の「使用者氏名又は名称の変更」はチェックされていませんが、 名称の変更」が メッセージに含ま 「登録の原因(登録理由)」で「割賦完済(使用者の情報に変更な れる場合 し) 以外を選択しているケースです。 この場合、使用者氏名又は名称も変更されると判断され、自動的に 登録する内容に追加されます。 「使用者住所の変 所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容 更」がメッセージ の「使用者住所の変更」はチェックされていませんが、「登録の原 に含まれる場合 因(登録理由)」で「割賦完済(使用者の情報に変更なし)」以外 を選択しているケースです。 この場合、使用者住所も変更されると判断され、自動的に登録する 内容に追加されます。 「使用の本拠の位 置の変更」がメッ 使用者住所と使用の本拠の位置が同じであると選択している場合に、 セージに含まれる 登録する内容の「使用者住所の変更」がチェックされていますが、 場合 「使用の本拠の位置の変更」はチェックが入っていないケースです。 この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に登 録する内容に追加されます。 所有者と使用者が同じである、かつ使用者住所と使用の本拠の位置 が異なると選択している場合に、「登録の原因(登録理由) 」項 目における「割賦完済(使用者の情報に変更なし)」以外を選択し ているケースです。 この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に登 録する内容に追加されます。

申請条件及び申請者等に 関する確認

自動車の用途や登録に 関する確認

保管場所に関する確認

自動車税(環境性能割・種別 割)に関する確認

署名付与•送信画面

★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。] にチェックを入れ、[次へ] ボタンを押下する。

○添付書類登録サービス利用しない



○添付書類登録サービス利用





★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。





★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]に チェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

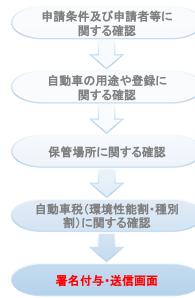




★商業登記に基づく電子証明書または行政書士証明書の場合、電子署名付与・送信画面が表示される。



送信画面



★ ICカードの場合、電子署名付与・送信画面が表示される。



送信画面



〇代理人が個人でカードリーダ を利用の場合

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。



★ [OK] ボタンを押下する。



★ パスワードを入力する。





〇代理人が個人でスマートフォンを利用の場合

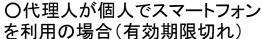
★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。



★ [OK] ボタンを押下する。







★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。



★ [OK] ボタンを押下する。



★有効期限が切れの場合, [更新] ボタンを押下する。





★ [電子署名] ボタンを押下す る。



★ 「OK」ボタンを押下する。



★ パスワードを入力する。





★「申請書送信」ボタンを押下する。



▶ 到達番号を控え、必要な書類 を確認してください、項目を チェックして申請完了となり ます。

★ メールを受信できたことを確認する。到達番号を控えた後、[到達番号を控えました] [受付審査時に必要な書類等を確認しました。] ヘチェックを入れ、[終了] ボタンを押下する。

○添付書類登録サービス利用しない



○添付書類登録サービス利用



➤ 受付番号取得後、15日以内に 必要な書類を運輸支局に提出 して下さい。期限内に提出が 無い場合は申請無効になりま す。 ※ [内容保存] ボタンを押下すると、申請データをPCに保存することができます。

< 戻る



中断 (申請内容の入力<u>画面)</u>

〇中断ボタンの説明

★ [申請を中断する] ボタンを押下した後、OKボタンを押下する。

★ [申請書を保存する] ボタンを押下した後、保 存場所を選び、保存する。

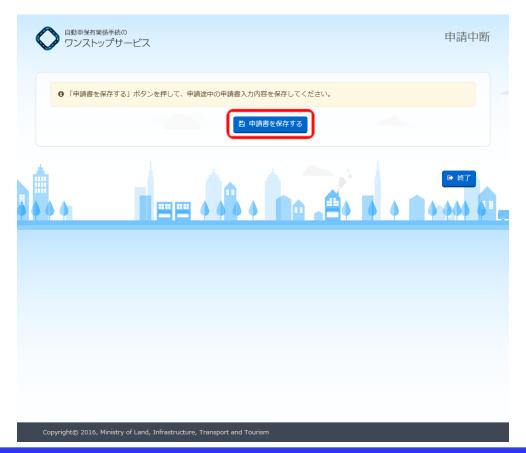


6/6

次へ >

■ 申請を中断する

〈 戻る



申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

○ (参考) 委任状の作成方法

※委任状は以下の流れで作成します。

①受任者(申請者)が「受任者情報ファイル」を作成し、委任者へ受け渡す。

②委任者が「受任者情報ファイル」を読み込んで委任 状を作成し、委任状ファイルを受任者(申請者)へ受 け渡す。

★ トップページの [手続を開始] ボタンを押下する。



★ [ご自身で申請される方] ボタンを押下する。



★ [代理で申請される方] ボタンを押下する。



★「受任者情報ファイルを作成する」ボタンを押下する。





★利用規約を確認し、[「利用規約」に同意する] にチェックを入れ、[申請開始] ボタンを押下する。



情報の入力



この項目で、利用する電子証明書の読込み元を指定します。

- ・個人の方は「ICカード (マイナンバーカード) (個人の方)」を選択してください。
- ・法人又は行政書士の方は「商業登記に基づく電子証明書(法人の方)又は行政書士電子証明書(行政書士の方)」を選択してください。

使用可能な電子証明書は、PKCS#12ファイル形式(拡張子.p12のファイル)となります。

情報の入力

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。



情報の入力

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。

★マイナポータルAPの2次元 コード読取機能を利用して、マ イナポータルAPの指示を従って、 操作する。

★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。

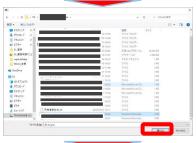


〇申請者が法人又は行政書士の場合

★証明書ファイルを選択し、 「開く」ボタンを押下する。

- **★** [証明書を読込む] ボタンを 押下する。
- ★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。
- ★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。











(1)受任者情報ファイルの作成

情報の入力

○車検証情報取込みファイルを利用する場合

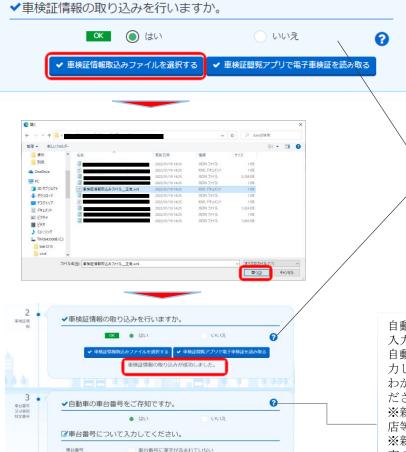
2

車検証情

★車検証情報取込みファイルを選択し、「開

く」ボタンを押下する。





● 車台番号に漢字が含まれている

選択してください > 1234567

豊 受任者情報ファイルを保存する

(半角数字7桁以内)

車検証情報閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、「はい」を選択して車検証情報取込みファイルを読込んでください。 車検証情報取込みファイルを読込むことで申請情報の一部が自動的に設定されます。詳細は、こちらをご参照ください。

自動車の車台番号又は車両特定番号を受任者から指定したい場合のみ 入力してください。

自動車の車台番号がわかる場合は、「はい」を選択して車台番号を入力してください。

わからない場合は、「いいえ」を選択して車両特定番号を入力してください。

※新車新規登録の申請の場合、車台番号、車両特定番号は自動車販売 店等に必ずご確認ください。誤りがあると申請が却下になります。

※新車新規登録の申請の場合、車台番号に漢字が含まれていない自動 車のみ申請を受け付けています。

※新車新規登録以外の申請の場合、車台番号は自動車検査証等をご確認ください。誤りがあると申請が却下になります。

※新車新規登録以外の申請の場合、車両特定番号の入力は委任状の作成時に無効となります。

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

○車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合

★車検証アプリを連携し、車検証情報を読み取ったあと、 ポップアップ画面を自動的に閉じます。

情報の入力



★ [受任者情報ファイルを保存する] ボタンを押下し、 受任者情報ファイルをPCに保存する。



車検証情報閲覧アプリからダウンロード した車検証情報取込みファイルを使用す る場合は、「はい」を選択して車検証情 報取込みファイルを読込んでください。 車検証情報取込みファイルを読込むこと で申請情報の一部が自動的に設定されま す。

情報の入力

自動車の車台番号又は車両特定番号を受任者から指定したい場合のみ 入力してください。

自動車の車台番号がわかる場合は、「はい」を選択して車台番号を入力してください。

わからない場合は、「いいえ」を選択して車両特定番号を入力してください。

※新車新規登録の申請の場合、車台番号、車両特定番号は自動車販売 店等に必ずご確認ください。誤りがあると申請が却下になります。

※新車新規登録の申請の場合、車台番号に漢字が含まれていない自動 車のみ申請を受け付けています。

※新車新規登録以外の申請の場合、車台番号は自動車検査証等をご確認ください。誤りがあると申請が却下になります。

※新車新規登録以外の申請の場合、車両特定番号の入力は委任状の作成時に無効となります。

★ 保存した受任者情報ファイルを委任者へ受け渡す。

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



★ トップページの [手続を開始] ボタンを押下す

★「ご自身で申請される方」ボタンを押下する。



★「代理で申請される方」ボタンを押下する。



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

★ [委任状を作成する] ボタンを押下する。





★ [電子証明書を用いた委任状の作成] ボタンを押下する。



★利用規約を確認し、[「利用規約」に同意する]にチェックを入れ、 [申請開始] ボタンを押下する。



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

情報の入力

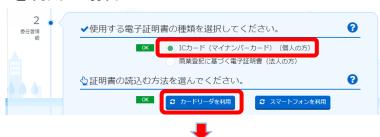


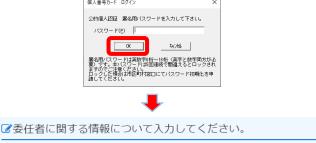
〇申請者が個人でカードリーダを利用の場合

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。







(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

情報の入力

同一の申請において、所有者の委任状と自動車重量税還 付金受領権限の委任状を作成する場合は、

それぞれの委任状の委任者に関する情報が一致するよう に入力してください。

セイとメイの合計が39文字を超える場合や、セイもしく はメイのどちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局 等の窓口に問い合わせてください。

氏名に高水準文字 (JIS第3/第4水準漢字) が含まれる 場合であって、自動車検査証の氏名表記に高水準文字の 出力をご希望の場合は、高水準文字を含んだ氏名を入力 してください。

ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないよ うな文字を入力すると、申請が却下となる場合があるの でご注意ください。

姓と名の合計が39文字を超える場合や、姓もしくは名の どちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口 に問い合わせてください。

自動車税の納税が必要な手続で、委任者が納税義務者と なる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、ア パート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力して ください。

〇申請者が個人でスマートフォンを利用の場合

★「スマートフォンを利用〕ボ タンを押下する。

- ★マイナポータルAPの2次元 コード読取機能を利用して、マ イナポータルAPの指示を従って、 操作する。
- ★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。







(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

情報の入力

同一の申請において、所有者の委任状と自動車重量税還 付金受領権限の委任状を作成する場合は、 それぞれの委任状の委任者に関する情報が一致するよう

に入力してください。

セイとメイの合計が39文字を超える場合や、セイもしく はメイのどちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局 等の窓口に問い合わせてください。

氏名に高水準文字(JIS第3/第4水準漢字)が含まれる 場合であって、自動車検査証の氏名表記に高水準文字の 出力をご希望の場合は、高水準文字を含んだ氏名を入力 してください。

ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないよ うな文字を入力すると、申請が却下となる場合があるの でご注意ください。

姓と名の合計が39文字を超える場合や、姓もしくは名の どちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口 に問い合わせてください。

自動車税の納税が必要な手続で、委任者が納税義務者と なる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、ア パート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力して ください。

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



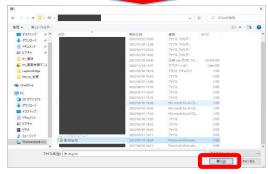
所有者でかつ使用者	自動車の所有者が、自分で使用する自動車の申請を代理人に委任する場合	
所有者	自動車の所有者が、別の方が使用する自動車の申請を代理人に委任する場合	
使用者	割賦(ローン)販売で自動車を購入した場合(所有権留保の場合)等、自分で使用するが 所有者は自分ではない(信販会社、自動車販売店等が所有者となっている)自動車の申請 を委任する場合	
旧所有者	自動車の旧所有者が、申請を所有者もしくは代理人に委任する場合	

〇申請者が法人の場合

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

情報の入力

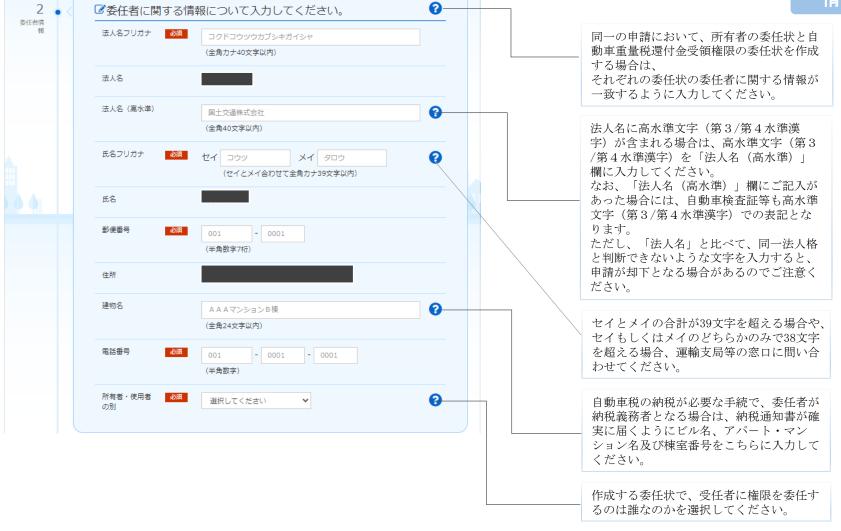
★証明書ファイルを選択し、 「開く」ボタンを押下する。



- **★** [証明書を読込む] ボタンを 押下する。
- ★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。
- ★証明書を読み込むことにより 自動的に入力されたことを確認 し、その他の内容について入力 フォームに入力する。



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

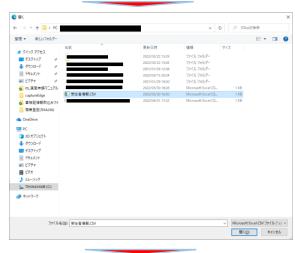


(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



情報の入力

受任者の方から受け取った「受任者情報ファイル」を読み込みます。



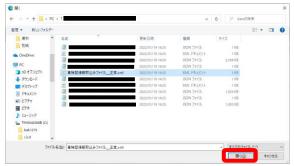


○車検証情報取込みファイルを利用する場合

★ [受任者情報ファイルを読込む] ボタンを押下する。



★受任者情報ファイルを選択し、 「開く」ボタンを押下する。



✓車検証情報の取り込みを行いますか。
 ○ はい いいえ (*)
 ✓ 車検証情報取込みファイルを選択する (*)
 車検証情報の取り込みが成功しました。

情報の入力

車検証情報を取り込んで、申請情報の一部 を自動的に設定する場合は、「はい」を選 択してください。

車検証閲覧アプリからダウンロードした車 検証情報取込みファイルを使用する場合は、 車検証情報取込みファイルを選択するボタ ンを利用してください。

車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る 場合は、車検証閲覧アプリで電子車検証を 読み取るボタンを利用してください。

車検証情報を取り込んで、申請情報の一部 を自動的に設定する場合は、「はい」を選 択してください。

車検証閲覧アプリからダウンロードした車 検証情報取込みファイルを使用する場合は、 車検証情報取込みファイルを選択するボタ ンを利用してください。

車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタンを利用してください。

○車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport	and Tourism			
	_{入力濟み} ; 0/5	◆ 入力不備項目へ	次へ〉	,

★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。] にチェックを入れ、

[次へ] ボタンを押下する。



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

内容の確認

委任状作成画面で入力した「委任事項」と「所有者・使用者の別」によって、表示される委任事項 は以下のとおりです。

移転登録	所有者でかつ使用者	【移転登録・記入申請】
	所有者	【移転登録】
	使用者	【記入申請】
	旧所有者	【移転登録】

※受任者とは、自動車の所有者、使用者から委任 状を受け取って申請する者のことです。 委任状に設定されている受任者と代理人は同一の 者である必要があります。 ★商業登記に基づく電子証明書または行政書士証明書の場合、委任状電子署名付与・保存画面が表示される。



★ ICカードの場合、委任状電子署名付与・保存画面が表示される。

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



OICカード読み取りがカードリーダを利用の場合

★ [カードリーダを利用] ボタンを押下する。



♣

★ [OK] ボタンを押下する。



♣

 (2)電子証明書を用いた 委任状の作成

OICカード読み取りがスマートフォン を利用の場合

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。





署名付与•保存



▶ICカード(マイナンバーカード)をICカード読取り装置にセットし

電子署名 の付与

〇申請者が法人の場合

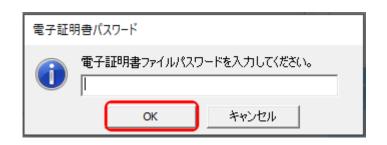
★[電子署名] ボタンを押下する。

★ 「OK」ボタンを押下する。

★ パスワードを入力する。







★ [委任状を保存する] ボタンを押下する。

(2)電子証明書を用いた 委任状の作成

署名付与•保存



★委任状を保存した後、[委任状を保存しました]にチェックを入れ、[終了] ボタンを押下する。



★保存した委任状ファイルを受任者(申請者)へ受け渡す。

(3)電子証明書を用いない 委任状の作成



★ トップページの「手続を開始」ボタンを押下する。

★ [ご自身で申請される方] ボタンを押下する。



★ [代理人で申請される方] ボタンを押下する。



(3)電子証明書を用いない 委任状の作成

★「委任状を作成する」ボタンを押下する。





★ [電子証明書を用いない委任状の作成] ボタンを押下する。



★利用規約を確認し、[「利用規約」に同意する]にチェックを入れ、 [申請開始] ボタンを押下する。



(3)電子証明書を用いない 委任状の作成



2 受養任者に関する情報について入力してください。 個人・法人の別 個人の方 法人の方 法人の方

情報の入力

同一の申請において、所有者の委任状と自 動車重量税還付金受領権限の委任状を作成 する場合は、

ださい。

それぞれの委任状の委任者に関する情報が 一致するように入力してください。

作成する委任状で、受任者に権限を委任するのは個人なのか法人なのかを選択してく

〇申請者が個人の場合



セイとメイの合計が39文字を超える場合や、セイもしくはメイの どちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口に問い合 わせてください。

姓と名の合計が39文字を超える場合や、姓もしくは名のどちらか のみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口に問い合わせてく ださい。

氏名に高水準文字(JIS第3/第4水準漢字)が含まれる場合であって、自動車検査証の氏名表記に高水準文字の出力をご希望の場合は、高水準文字を含んだ氏名を入力してください。

ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないような文字 を入力すると、申請が却下となる場合があるのでご注意ください。

姓と名の合計が39文字を超える場合や、姓もしくは名のどちらかのみで38文字を超える場合、運輸支局等の窓口に問い合わせてください。

委任者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実 に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこ ちらに入力してください。

委任者の生年月日を入力してください。元号、年、月、日のいず れかが不明である場合、元号を「不明」と選択してください。

作成する委任状で、受任者に権限を委任するのは誰なのかを選択 してください。

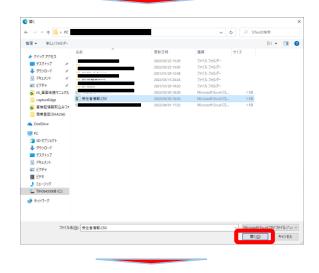
〇申請者が法人の場合



★ [受任者情報ファイルを読み込む] ボタンを押下する。



受任者の方から受け取った「受任者情報 ファイル」を読み込みます。

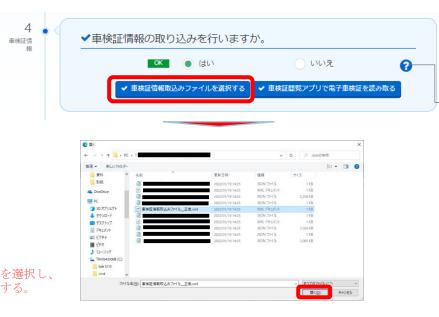


		■受任者に関する	る情報について確認してください。	
		法人名フリガナ		
		法人名		
	氏名フリガナ			
	氏名			
	住所			
		建物名		

○車検証情報取込みファイルを利用する場合

★「車検証情報取込みファイルを選択する」ボタンを押下する。





車検証情報を取り込んで、申請情報の一部を自動 的に設定する場合は、「はい」を選択してくださ い。

車検証閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、車検証情報取込みファイルを選択するボタンを利用してください。

車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、 車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタン を利用してください。

★受任者情報ファイルを選択し、 「開く」ボタンを押下する。

	OK (まい	(いいえ	6
			`
✔ 車検証	情報取込みファイルを選択する	✔ 車検証閲覧アプリで電子車検証を認	わ取る

車検証情報を取り込んで、申請情報の一部を自動 的に設定する場合は、「はい」を選択してくださ い。

車検証閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、車検証情報取込みファイルを選択するボタンを利用してください。

車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、 車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタン を利用してください。

○車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合



(2)電子証明書を用いた 委任状の作成



Copyright@ 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism		
_{Ддв} и 0/5	* 入力不備項目へ	次へ〉

★内容を確認し、[委任状を保存する] ボタンを押下してください。

	委任状の入力 委任状内容の確認・保存
子証明書を用いた	ない委任状確認・保存
■委任内容	作成日:令和 01年 05月 01日
有効期限	令和 02年 05月 17日
委任事項	自動車保有関係手続【移転登録・記入申請・永久抹消登録(遣付あり)】に関する一切の権限 を委任する。
■受任者情報	
法人名フリガナ	カブシキカイシャ
法人名	株式会社
氏名フリガナ	
氏名	
住所	
建物名	
車台番号	TXD50-101483
■委任者情報	
個人・法人の別	個人の方
法人名フリガナ	
法人名(京中港)	
法人名(高水準) 氏名フリガナ	
E名	
氏名 (高水準)	
郵便番号	111 - 1111
住所	
建物名	
	利用する
基本4情報	該当する
基本4情報 外国人住民	010 - 1234 - 5678
外国人住民	昭和 60年 01月 15日
外国人住民電話番号	昭和 60年 01月 15日 所有者でかつ使用者

(3)電子証明書を用いない 委任状の作成

内容の確認

委任状の保存

委任状作成画面で入力した「委任事項」と「所有者・使用者の別」によって、表示される委任事項は以下のとおりです。

移転登録	所有者でかつ使用者	【移転登録・記入申請】
	所有者	【移転登録】
	使用者	【記入申請】
	旧所有者	【移転登録】

※受任者とは、自動車の所有者、使用者から委任 状を受け取って申請する者のことです。 委任状に設定されている受任者と代理人は同一の 者である必要があります。



力内容を確認し、委任状を保存しました。]に チェックを入れ、[終 了]ボタンを押下する。

★保存後、「委任状の入

★保存した委任状ファイルを受任者(申請者)へ 受け渡す。